

伊達市マンホール広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、伊達市マンホール広告の掲載に関する要綱（令和6年伊達市告示第107号）の規定によりマンホールに掲載する有料広告（以下「マンホール広告」という。）の広告掲載基準について定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 マンホール広告の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、名誉毀損若しくは差別をするもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙に関するもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張や係争中の意見の発表を目的とするもの
- (7) 青少年の健全育成を害するもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 個人の氏名若しくは住所又は法人の名称、所在地若しくは代表者の氏名のみを表示するもの
- (9) 他を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (10) 公衆に不快の念を与えるもの
- (11) 出資者又は出資金を募集するもの
- (12) 粗悪品等の不適切な商品又はサービスを広告するもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、マンホール広告として適当でないと市長が認めるもの

(業種等の基準)

第3条 マンホール広告の掲載をすることができる業種又は事業者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関する業種及びこれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関する業種及びこれに類似する業種
- (3) たばこに関する業種
- (4) 商品先物取引に関する業種
- (5) ギャンブル（競輪その他の公営競技、宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条第1項に規定する当せん金付証票をいう。）及びス

ポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券をいう。）を除く。）に関する業種

(6) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種

(7) 申込時に法令等に違反している事業者

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の威力又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を利用するなどしている事業者、暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者及び暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業者

(9) 特殊結社団体等又はこれに関連する事業者

(10) 投機的商品に関する業種

(11) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続の開始の決定を受けて終了していない事業者

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの
（委員会の設置）

第4条 マンホール広告の掲載の適否を審査するため、マンホール広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の庶務は、建設部上下水道課において処理する。

（委員）

第5条 委員会の委員は、建設部長、建設部上下水道課長、建設部上下水道課係長をもって充てる。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、建設部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事のうち議決を要するものについては、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議において委員長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、マンホール広告の掲載基準に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。